

E i w a N e w s

年末調整について

平成 30 年 11 月
(No. 160)

今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。

税務署から「年末調整のしかた」や「年末調整等説明会の開催のお知らせ」がお手許に届いていることと存じます。

毎年のお知らせになりますが、年に一度の作業ですので、今回はその留意点等についてご説明いたします。また、昨年同時期に No.148 でもご紹介しましたが、平成 30 年分の年末調整から制度変更が行われた、配偶者控除及び配偶者特別控除についても併せてご説明いたします。

[1] 年末調整

1. 年末調整を行うにあたって

(1) 必要書類

平成 31 年 (2019 年) 分 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書

平成 30 年分 給与所得者の保険料控除申告書

平成 30 年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

平成 29 年分までの「給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」(兼用様式) については、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の 2 種類の様式となりました。

なお、配偶者がいない給与所得者が保険料に関する控除の適用を受ける場合には、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する必要はなく、「給与所得者の保険料控除申告書」のみの提出となります。

「給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄に配偶者の氏名等を記載して給与等の支払者に提出し、毎月の源泉徴収を受けている場合であっても、年末調整においては、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出がなければ配偶者控除の適用を受けることができないため、注意が必要です。

年末調整の対象となる人数分を用意・配布し、早めに回収することをお勧めいたします。記入もれや、下記 (2) の添付書類のもれがある場合には、年末調整手続きに時間がかかることがあります。

マイナンバー制度導入により、上記 に従業員本人、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバー (個人番号) を記載してもらう必要があります。

ただし、給与支払者が上記 に記載されるべき従業員本人等の氏名及びマイナンバー等を記載した帳簿を備えている場合には、その従業員が提出する上記 にはその帳簿に記載されている方のマイナンバーを記載する必要はありません。

(2) 添付書類

年末調整を行う際には、下記の証明書類等の添付が必要になります。

生命保険料控除、地震保険料控除、ならびに社会保険料控除のうち国民年金保険料および国民年金基金掛金、小規模企業共済等掛金控除を受けるための証明書類

年の途中の入社で前職がある人は、前職分の源泉徴収票

住宅ローン控除を受けるための、税務署から発行された給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書や金融機関から発行された借入金の残高証明書

保険会社・厚生労働省等から送られてきた証明書類等を紛失されている場合には、早急に再発行の手続きを行う必要があります。

なお、毎月の給料から差し引かれる社会保険料の金額については、添付書類は不要です。

2. 確定申告

年末調整により、給与所得者のうちの多くの方は年間の税額が確定し、確定申告は不要になります。

しかし、給与所得者で、住宅ローン控除の適用を初めて受ける方、医療費控除の適用を受ける方、寄付金控除（ふるさと納税等）の適用を受ける方、同時に2ヶ所以上の会社から給与を受けている方、収入が2,000万円を超える方等は、確定申告が必要になります。

[2] 配偶者控除及び配偶者特別控除の改正

「控除対象配偶者」とは、平成29年分以前は、給与所得者と生計を一にし、合計所得金額が38万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円）以下の配偶者とされていましたが、平成30年分以後は、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が1,220万円）以下である給与所得者の配偶者（合計所得金額が38万円以下）とされました。

このため、合計所得金額が1,000万円を超える人は、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。また、合計所得金額が1,000万円以下であっても、本人の合計所得金額に応じて控除額が異なります。

なお、配偶者特別控除については、配偶者の合計所得金額の上限額が、従来から大幅に引き上げられました。

配偶者控除額又は配偶者特別控除額の金額一覧は、国税庁ホームページの『タックスアンサー / 源泉所得税 / No.2672 年末調整で配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けるとき』（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2672.htm>）で閲覧することができます。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。